

■地域公共交通利便増進実施計画とは

地方公共団体が中心となって、路線ネットワークにとどまらず、運賃やダイヤ等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取組を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業（利便増進事業）を実施するための計画（地域公共交通計画のアクションプラン）

■利便増進事業の例

● 旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更

《事業例》

- バス路線の幹線と支線の分割
- 市街地中心部のバス路線の集約化
- 中心市街地を回遊できるバスの新設 など

● 運賃又は料金の設定

《事業例》

- 定額制乗り放題運賃
- 通し運賃 など

● 運行回数又は運行時刻の設定

《事業例》

- 等間隔運行やパターンダイヤ など

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（国土交通省）から抜粋

■地域公共交通利便増進実施計画の策定について

◎国の補助事業の活用

- 補助事業名：地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通利便増進事業(利便増進計画策定事業))
- 補助対象事業者：法定協議会(佐賀市地域公共交通協議会)
- 補助対象経費：地域公共交通利便増進実施計画の策定に必要な経費
- 補助率：1/2(上限額：1,000万円)

◎予算(想定)

10,117,230円(佐賀市からの負担金 ※佐賀市の補正予算の議決が前提)
[内訳]・計画の調査・検討等に係る委託経費：9,999,000円
・佐賀市地域公共交通協議会委員謝金：118,230円

◎補助事業の実施項目とスケジュール(想定)

実施項目	スケジュール
(業務委託業者の選定)	R6.8月上旬
路線バス事業の現況分析	R6.8~R6.9
持続可能な地域公共交通ネットワークの将来像の検討	R6.8~R6.10
利便増進事業の具体的な検討	R6.9~R6.12
佐賀市地域公共交通利便増進実施計画のとりまとめ	R6.11~R7.1
佐賀市地域公共交通協議会開催	検討の進捗に応じて3回程度開催